利益相反自己申告書（産学官連携活動等）

　新潟大学利益相反マネジメント委員会委員長　殿

申告者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 申 告 日：　令和　　年　　月　　日

所属部局：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　職　　名：

　令和７年度に実施する産学官連携活動等に係る相手先企業等との関係について下記のとおり申告します。

　下記以外に申告が必要な事実はありません。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 相手先企業等 | | | | 名称： |
| (1) 相手先企業等と実施する産学官連携活動等の内容（令和７年度見込み。複数の活動がある場合はすべて申告。） | | | | |
|  | | | 共同研究（単年度の直接経費が200万円以上の研究に限る。）  （直接経費：　　　　万円　従事時間：約　　　　時間）  受託研究（単年度の直接経費が200万円以上の研究に限る。依頼試験及び分析を含む。）  （直接経費：　　　　万円　従事時間：約　　　　時間）  自らが関わる特許権及び成果有体物等の譲渡や実施許諾等  寄附金の受入れ（一つの企業等からの単年度の受入額が200万円以上の場合に限る。寄附講座・寄附研究部門の設置に係るものを除く。）（受入額：　　　　万円）  研究助成金の受入れ（単年度の受入額が200万円以上の研究に限る。）（受入額：　　　　万円）  研究員等の受入れ（名称：　　　　研究員）  企業等の役員等（顧問，相談役等を含む。）に従事  上記に類似した活動（例：受託事業，コンソーシアムへの参加等。）  （内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  その他，役職員が申告を必要と判断した事実がある  （内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| (2) 相手先企業等における年間合計１００万円以上の兼業実績（医療機関の非常勤医師や教育機関の非常勤講師に係る収入を除く。令和６年（暦年）が対象。） | | | | |
|  | | | 実績なし  実績あり　 （職名：　　　　　　　　　　　　職務内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　　　　　　　（報酬：約　　　　万円　　　　　従事時間：約　　　　時間　　　　　　 兼業許可手続済） | |
| (3) 個人保有の特許権及び成果有体物等に係る相手先企業等から年間合計１００万円以上のロイヤリティ収入。（令和６年（暦年）。） | | | | |
|  | | | 実績なし  実績あり（☐ ロイヤリティ（個人保有分のみ）：約　　　　万円　　 その他（　　　）：約　　　　万円） | |
| (4) 相手先企業の株式保有（令和６年１月～申告日まで。新株予約権を含む。） | | | | |
|  | | | 保有していない。  保有している。（ 公開株式（発行済み株式総数の５％以上保有の場合に限る。）　 未公開株式）  　　　　　　　　 （保有株数：　　　株・約　　　％　　取得時期：　　　　　　取得事由：　　　　　　　）  売却した。　　（売却時期：　　　　　　売却価額：年間約　　　万円） | |
| (5) 相手先企業等からの無償の物品提供（令和６年度～令和７年度（見込み））  　（共同・受託研究契約等の契約に基づく物品提供については申告不要） | | | | |
|  | | 提供なし　 提供あり（具体的内容：　　　　　　　　　　　　　経済的価値： 約　　　万円　 不明） | | |
| (6) 相手先企業等からの無償の役務提供（令和６年度～令和７年度（見込み））  　（共同・受託研究契約等の契約に基づく役務提供については申告不要） | | | | |
|  | 提供なし　 提供あり（具体的内容：　　　　　　　　　　　　　経済的価値： 約　　　万円　 不明） | | | |
| (7) 相手先企業等との間で物品購入や業務委託を行うに際し，仕様策定や発注への関与（令和６年度～令和７年度（見込み）） | | | | |
|  | 関与なし　 関与あり（取引金額：年間約　　　　　万円　立場： 仕様策定者　 発注者（決裁権者）） | | | |

＜注意事項＞

　①　産学官連携活動等の相手先企業等ごとに記入してください。

　②　記入欄が不足する場合は，当該欄をコピーして追加するなど，様式を適宜改変して差し支えありません。

③　利益相反マネジメント委員会事務担当（研究企画推進部社会連携課）へ電子メールで提出してください。

　提出先メールアドレス：[ip@adm.niigata-u.ac.jp](mailto:ip@adm.niigata-u.ac.jp)

　④　利益相反マネジメント委員会が必要と認めた場合は，利益相反の回避要請等を通知します。

　　　（特に問題がない場合は，審査結果を通知しません。）